

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : トリクロロエチレン
SDS コード : C9-16

供給者の会社名称 :

林 純薬工業株式会社

住所 : 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号

担当部門 : 試薬化成部品 企画グループ

電話番号 : 06-6910-7305

E-mail : shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp

URL : <http://www.hpc-j.co.jp/>

緊急連絡電話番号 : 06-6910-7305

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	鈍性化爆発物	分類できない
	爆発物	区分に該当しない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	区分に該当しない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高圧ガス	区分に該当しない
	引火性液体	分類できない
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	タイプ G
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない
	酸化性液体	区分に該当しない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過酸化物	区分に該当しない
	金属腐食性化学品	分類できない
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
	急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 蒸気)	区分 4
	急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	呼吸器感作性	区分に該当しない
	皮膚感作性	区分 1
	生殖細胞変異原性	区分 2
	発がん性	区分 1A
	生殖毒性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (中枢神経系)

環境有害性	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (中枢神経系, 肝臓)
	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分に該当しない
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示
(GHS JP)



GHS07



GHS08

注意喚起語 (GHS JP)	: 危険
危険有害性情報(GHS JP)	: 皮膚刺激 (H315) アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ (H317) 強い眼刺激 (H319) 吸入すると有害 (H332) 呼吸器への刺激のおそれ (H335) 眠気又はめまいのおそれ (H336) 遺伝性疾患のおそれの疑い (H341) 発がんのおそれ (H350) 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (H361) 臓器の障害 (中枢神経系) (H370) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系、肝臓) (H372) 水生生物に毒性 (H401)

注意書き(GHS JP)

安全対策	: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置	: 皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 (P304+P340) 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。 (P333+P313) 目の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
保管	: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405)
廃棄	: 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。 (P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	: 化学物質
-------------	--------

別名 : トリクロロエテン、エチニルトリクロライド、三塩化エチレン

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
トリクロロエチレン	≥99.0%	C ₂ HCl ₃	(2)-105	既存化学物質	79-01-6

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て質量%となります。

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。
口をすすぐこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
関係者以外の立入りを禁止する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。
- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。
作業所の十分な換気を確保する。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

保管

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。
直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。
- 安全な容器包装材料 : 遮光した気密容器。
- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。
- 保管温度 : 冷暗所保管

8. ばく露防止及び保護措置

ばく露限界値	
トリクロロエチレン	
管理濃度	10ppm
許容濃度(産衛学会)	25ppm(135mg/m ³)
許容濃度(ACGIH)	TWA 10 ppm, STEL 25 ppm

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴
- 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
- 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
- 外観 : 液体
- 色 : 無色透明
- 臭い : 特異臭
- pH : データなし
- 融点 : -84.7 ° C
- 凝固点 : データなし
- 沸点 : 87.2 ° C
- 引火点 : データなし
- 自然発火点 : データなし
- 分解温度 : データなし
- 可燃性 : データなし
- 蒸気圧 : 7.8 kPa (20°C)
- 相対密度 : データなし
- 密度 : 1.46 - 1.47 g/cm³ (20°C)

相対ガス密度	: 4.53
溶解度	: 水に不溶。多くの有機溶剤に易溶。
n-オクタノール/水分分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: 8 - 10.5 vol %
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: 高酸素濃度気体組成の場合、または高エネルギー着火源のある場合では、引火・爆発し、分解によって有害ガスを発生する。高温面や炎に触れると、分解して有毒で腐食性のヒューム(ホスゲン、塩化水素)を生成する。強アルカリと接触すると、分解してジクロロアセチレンを生成し、火災の危険性を増大させる。微粉化金属と激しく反応し、火災及び爆発の危険が生じる。水分が存在すると光によって徐々に分解され、腐食性の塩酸を生成する。
避けるべき条件	: 日光、熱、湿気。強塩基、金属との接触。
混触危険物質	: 強塩基、金属
危険有害な分解生成物	: 塩素、塩化水素、ホスゲン、ジクロロアセチレン、ギ酸、塩化メチル

11. 有害性情報

トリクロロエチレン	
急性毒性 (経口)	ラットの LD50 値として、5,400～7,200 mg/kg (EU-RAR (2004)、ATSDR (2014)) との報告に基づき、区分外とした。
急性毒性 (経皮)	ウサギの LD50 値として、29,000 mg/kg (NICNAS (2000)) との報告に基づき区分外とした。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	ラットの 4 時間吸入試験の LC50 値として、4,800 ppm (NICNAS (2000)、EU-RAR (2004)) 及び 12,000 ppm (EU-RAR (2004))、6 時間吸入試験の LC50 値として、5,918 ppm (4 時間換算値: 7,248 ppm) (EU-RAR (2004))、1 時間吸入試験の LC50 値として、26,000 ppm (4 時間換算値: 13,000 ppm) (NICNAS (2000)) との報告があり、全て区分 4 に該当することから区分 4 とした。なお、LC50 値が飽和蒸気圧濃度 (77,227 ppm) の 90%より低いいため、ミストがほとんど混在しないものとして ppm を単位とする基準値を適用した。
急性毒性 (吸入:粉末)	データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入:ミスト)	データなし
皮膚腐食性／刺激性	ヒトの事例で労働環境において本物質のばく露により皮膚炎や紅斑を生じたとの報告 (ASTDR (1997)) や、ウサギ及びモルモットを用いた皮膚刺激性試験において顕著な皮膚刺激性を認めたとの報告 (EU-RAR (2004)) から、区分 2 とした。なお、EU CLP 分類において本物質は Skin Irrit. 2 に分類されている (ECHA CL Inventory (Access on May 2017))。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	ヒトの事故例で、原液の飛沫が眼に入り目の痛みと角膜上皮の損傷を生じたが数日後に完治したとの報告 (EU-RAR (2004)) や、ウサギを用いた眼刺激性試験において軽度から中等度の結膜炎が生じ、7 日後に上皮の角化を認めたが、2 週間後には正常に回復したとの報告 (EU-RAR (2004)) から、区分 2A とした。なお、EU CLP 分類において本物質は Eye Irrit. 2 に分類されている (ECHA CL Inventory (Access on May 2017))。
呼吸器感作性	ヒトに呼吸器感作性を示す報告はない。また、ヒトの吸入ばく露の事例から、すべての証拠は本物質が呼吸器感作性物質ではないことを示しているとの記述 (EU-RAR (2004)) から、区分外とした。
皮膚感作性	本物質は、日本産業衛生学会で皮膚感作性物質の第 1 群に分類されている。ヒトにおいて本物質に対する過敏症候群患者 19 名、本物質に 12 週間以上ばく露した健康者 22 名を対象に、本物質及び本物質の代謝物である抱水クロラール (CH)、トリクロロエタノール (TCOH) およびトリクロロ酢酸 (TCA) のパッチテストを行ったところ、過敏症

トリクロロエチレン	
	症候群患者は全物質に対して陽性を示し、健常者は陰性であった（産衛学会許容濃度の提案理由書（2016））。又、本物質に感作性があるとする、動物試験を含む複数の事例の報告（産衛学会許容濃度の提案理由書（2016））がある。よって区分 1 とした。なお、ヒトの本物質に対する皮膚感作性症状の報告は散発的であり、感作性発症は特異体質のヒトの症状であるので、本物質は皮膚感作性を有すると結論してはならないとの指摘がある（EU-RAR（2004））。今回の調査で入手した情報をもとに区分を見直した。
生殖細胞変異原性	In vivo では、マウスの優性致死試験で陰性、トランジェニックマウスの腎臓、脾臓、肝臓、肺等を用いた遺伝子突然変異試験で陰性、マウススポットテストで陰性、ラット、マウスの骨髓細胞、ラットの末梢血、ラットの肝細胞を用いた小核試験で陽性、陰性の結果、ラット、マウスの末梢血、マウスの骨髓細胞を用いた染色体異常試験で陰性、マウスの精子細胞を用いた小核試験で陰性、ラット、マウスの肝臓細胞を用いた不定期 DNA 合成試験で陰性、ラット、マウスの腎臓、肝臓、脾臓、肺等を用いた DNA 損傷試験（コメットアッセイを含む）で陽性、陰性の結果、ラットの末梢血、マウスの脾臓細胞を用いた姉妹染色分体交換試験で陰性である（NITE 初期リスク評価書（2005）、EU-RAR（2004）、ATSDR（2014）、IARC 106（2014）、DFGOT vol. 24（2007）、IRIS Tox. Review（2011）、ACGIH（7th, 2007））。In vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陽性、陰性の結果、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陽性、遺伝子突然変異試験で陰性、小核試験で陽性、染色体異常試験で陰性、姉妹染色分体交換試験で陽性、陰性の結果である（NITE 初期リスク評価書（2005）、ATSDR（2014）、IRIS Tox. Review（2011）、EU-RAR（2004）、IARC 106（2014））。以上より、ガイダンスに従い区分 2 とした。
発がん性	IARC は本物質はヒトで腎臓がんを生じること、並びに本物質ばく露と非ホジキン病及び肝臓がんとの間に正の相関がみられたことから、ヒトの発がん性に関し十分な証拠があり、実験動物でも本物質の発がん性について十分な証拠があると結論した上で、グループ 1 に分類した（IARC 106（2014））。この他、EPA が CaH（Carcinogenic to humans）に（IRIS（2011））、NTP が K に（NTP RoC（14th, 2016））、ACGIH が A2 に（ACGIH（7th, 2007））、EU が Carc. 1B に（ECHA CL Inventory（Access on May 2017））、日本産業衛生学会が第 1 群に（許容濃度の勧告（2016）: 2015 年提案）それぞれ分類している。以上、IARC 等の分類結果に基づき、区分 1A とした。
生殖毒性	ヒトの症例や疫学研究で、本物質の生殖毒性を明確に示した報告はない（産衛学会許容濃度の提案理由書（2014））。また、全身影響が生じない職場での濃度範囲において、男性・女性の生殖能への有害影響はみられなかったとの報告もある（SCOEL/SUM/142（2009））。実験動物ではマウス又はラットに混餌投与した連続交配試験において、マウスでは高用量（0.6%）で F0 親動物に精巣重量の減少、F1 親動物に精子運動の低下がみられた以外に生殖影響はみられず、ラットの試験でも F1 世代に精巣重量減少、精子形成異常がみられたが生殖能への影響はみられなかった（産衛学会許容濃度の提案理由書（2014）、ATSDR（2014））。一方、妊娠ラットの器官形成期（妊娠 6～9 日）に経口投与した結果、顕著な母動物毒性（体重増加抑制、自発運動低下、呼吸困難など）がみられる用量（1,125 mg/kg/day）で胚の完全吸収、胎児奇形（無眼、小眼）がみられた（ACGIH（7th, 2007）、ATSDR（2014））との報告、妊娠ラットに妊娠期中 1,000 ppm で飲水投与した結果、母動物毒性はなく胎児に心臓奇形の増加がみられた（ACGIH（7th, 2007））との報告、また妊娠ラットに交配 2 週間前から妊娠 21 日まで 1,000 mg/kg/day を強制経口投与した結果、母動物毒性とともに新生児生存率の低下がみられた（ACGIH（7th, 2007）、ATSDR（2014））との報告がある。既存分類では日本産業衛生学会が生殖毒性第 3 群に分類している（産衛学会許容濃度の提案理由書（2014））。以上、動物実験において概ね母動物中毒量で奇形を含む発生影響を示す報告があること、及び日本産業衛生学会の分類結果を踏まえ、本項は区分 2 とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトでは本物質のタンクに作業のために立ち入った 3 人の男性が 5 分以内に意識を失い、約 4 時間後に意識回復した後も頭痛、めまい、流涙と目の痛みを訴えたとの報告がある（EU-RAR（2004）、NITE 初期リスク評価書（2005））。またボランティアによる吸入試験で、1,000 ppm、2 時間の吸入ばく露後に中枢神経系抑制の症状（ふらつき、めまい、嗜眠）が認められたとの報告がある（EU-RAR（2004））。実験動物では、ラットの単回吸入ばく露の主な症状は知覚麻痺、眼と気道の刺激、協調運動能の低下、中枢神経系の抑制、呼吸不全であり、肺、肝臓、腎臓に顕著な変化はみられなかったとの記載がある（EU-RAR（2004）、NITE 初期リスク評価書（2005））。以上より区分 1（中枢神経系）、区分 3（気道刺激性、麻酔作用）とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトについては、「本物質の慢性毒性は、神経障害として現れることが多い。本物質の慢性ばく露者は、神経系の自覚症状（頭痛、めまい、眠気、倦怠感、指の震え、神経過敏、悪心、食欲不振など）を訴えることが多い。このような訴えは 50 ppm を超える本物質に長期ばく露した作業者に観察されている」との記載（産衛学会許容濃度の提案理

トリクロロエチレン	
	由書(1997))、「ヒトに対する反復毒性に関して、中枢神経系の抑制を生ずるという多くの暴露の報告があり、共通の症状は、疲労、精神的混乱、めまい、頭痛、記憶喪失、集中力欠如、加えて皮膚と眼の刺激性である。他の症状として、トリクロロエチレンの職業ばく露者及び被験者に薬物依存性やアルコール不耐性(過敏症)が認められる。」との記載(NITE 初期リスク評価書(2005))がある。 実験動物については、マウスを用いた30日間連続吸入毒性試験において、区分1のガイダンス値の範囲内である37 ppm(連続ばく露との記載により24時間/日としてガイダンス値換算: 49.3 ppm)で肝臓の相対重量増加、肝細胞の肥大と空胞化の報告がある(NITE 初期リスク評価書(2005))。このほか、実験動物では区分2のガイダンス値の範囲を超える用量で、中枢神経系、視覚、聴覚に対する影響、腎臓への影響(腎尿細管上皮の巨細胞化、巨核化)が認められている(NITE 初期リスク評価書(2005))。 以上より、区分1(中枢神経系、肝臓)とした。 ヒトへの影響以外に、マウスでの肝臓への影響を分類根拠としたため旧分類と分類結果が異なった。
誤えん有害性	データ不足のため分類できない。なお、旧分類ではICSC(J)(2002)に記載の情報を根拠に区分2とされたが、ICSCはList3の情報源で元情報を確認できず今回の分類には用いなかった。また、分類JIS(JIS Z7252:2014)の制定により、本項は区分1のみとなった(区分2はない)。

12. 環境影響情報

トリクロロエチレン	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(オオミジンコ) 48 時間 EC50 = 7.75 mg/L(環境省環境リスク評価(第2巻):2003)であることから、区分2とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	急速分解性がなく(難分解性、BODによる分解度:2.4%(化審法 DB:1979))、甲殻類(オオミジンコ)の21日間 NOEC(繁殖阻害) = 2.1 mg/L(環境省生態影響試験:2017)、藻類(<i>Selenastrum capricornutum</i>)の96時間 NOEC(生長速度) = 17.8 mg/L(NITE 初期リスク評価書:2007)、魚類(<i>Jordanella floridae</i>)の28日間 NOEC(生存率) = 10.6 mg/L(NITE 初期リスク評価書:2007)であることから、区分外とした。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

国連番号(IMDG)	: 1710
正式品名(IMDG)	: TRICHLOROETHYLENE
容器等級(IMDG)	: III
輸送危険物分類(IMDG)	: 6.1
危険物ラベル(IMDG)	: 6.1
クラス(IMDG)	: 6.1
区分(IMDG)	: 6.1
包装要件(IMDG)	: P001、LP01
IBC 包装要件(IMDG)	: IBC03
ポータブルタンク包装規定(IMDG)	: T4

輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP1
積載区分 (IMDG)	: A
特性および観察結果 (IMDG)	: Colourless liquid with a chloroform-like odour. When involved in a fire, evolves extremely toxic fumes (phosgene). Toxic if swallowed, by skin contact or by inhalation.
緊急時応急措置指針番号	: 160
航空輸送(IATA)	
国連番号 (IATA)	: 1710
正式品名 (IATA)	: Trichloroethylene
容器等級 (IATA)	: III
輸送危険物分類 (IATA)	: 6.1
危険物ラベル (IATA)	: 6.1
クラス (IATA)	: 6.1
区分(IATA)	: 6.1
PCA 微量危険物(IATA)	: E1
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	: Y642
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: 2L
PCA 包装要件(IATA)	: 655
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: 60L
CAO 包装要件(IATA)	: 663
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 220L
ERG コード (IATA)	: 6A
海洋汚染物質	: 非該当
国内規制	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 160
特別な輸送上の注意	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令

国内法令

化審法	: 第2種特定化学物質(法第2条第3項・施行令第2条)
労働安全衛生法	: 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) トリクロロエチレン(政令番号: 384) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
水質汚濁防止法	: 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
消防法	: 非該当
大気汚染防止法	: 指定物質(法附則第9項、施行令附則第3項) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 自主管理指針対象物質(環境庁通知) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出入貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 毒物類・毒物(危規則第2、3条危険物告示別表第1)

航空法	:	毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	:	その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	:	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
水道法	:	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	:	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	:	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) トリクロロエチレン(政令番号:281)(100%)
労働基準法	:	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
土壤汚染対策法	:	特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

16. その他の情報

参考文献	:	17120 の化学商品(化学工業日報社) 国際化学物質安全性カード(ICSC) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ERG2016 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
その他の情報	:	この SDS は林 純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。